

東日本大震災から10年を迎えて

—復興の進捗と課題、今後の展開—

復興庁

はじめに

令和3年3月11日で東日本大震災の発災から10年の節目を迎えます。この10年間における関係の皆様のご力を挙げた取組、とりわけ、被災地の方々の継続的な御努力と全国及び世界各地からの御支援が相まって、この未曾有の大規模災害からの復興は着実に進展しています。その一方で、今後も対応が必要な課題が残されていることも事実です。

本稿においては、震災の概要と復興の枠組みを概観した上で、①被災者支援、②住まいとまちの復興、③産業・生業の再生、④原子力災害からの復興・再生の四分野について、現状と課題を整理し、今後の展開を示すことといたします。

1 東日本大震災の概要と復興の枠組み

まず始めに、東日本大震災の地震・津波の態様及び被害の概要並びに政府による10年間の復興の枠組みについて確認します。

平成23年3月11日14時46分に三陸沖で発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、国内観測史上最大規模となるM9.0(モーメントマグニチュード)を記録し、宮城県北部で最大震度7、東北から関東の広い地域で6強から6弱を観測しました。この地震により、東北地方太平洋沿岸を始めとする広い地域で津波が観測され¹、青森県から千葉県にかけて561km²が浸水する等、広

範囲に甚大な被害を生じました²。

これにより、13都道県で死者19,747名(震災関連死を含む)、未だ6県で2,556名の方々が行方不明となっています。また、9都県で住家の全壊122,005棟、13都道県で半壊283,156棟が生じました³。

さらに、この地震及び津波に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生により、今もなお多くの住民が避難を余儀なくされ、産業への打撃、広範な地域における風評被害など、未曾有の複合災害となりました。

この震災発生を受け、政府は速やかに緊急災害対策本部を設置し、同年6月には、東日本大震災復興基本法⁴が成立し、東日本大震災復興対策本部を設置⁵。翌7月、同本部は、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針⁶を決定し、復興期間を10年間として、復興需要が高まる当初5年間を「集中復興期間」と位置付けました。

翌24年2月には、復興庁設置法⁷が成立し、内閣に復興庁が設置され、各般にわたる復興施策が推進されることとなりました。

集中復興期間後の平成28年度以降の5年間は「復興・創生期間」と位置付けられ、平成28年3月に同期間の基本方針⁸が閣議決定されました。

平成31年3月には、同方針を見直し、残る期間における重点的な取組事項が示されています⁹。

あります。

(3) 産業・生業の再生

事業の再生に向けては、グループ補助金や東日本大震災事業者再生支援機構等による二重ローン対策等、過去に例のない措置により、被災企業を支援しています。これにより、製造品出荷額等は概ね震災前の水準まで回復していますが、地域・業種間で回復状況に差があるのも事実です¹⁰。

農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラ復旧が概ね完了する一方で、漁業の水揚げや水産加工業の売上げの回復は今後も課題であり、販路の回復・開拓等の支援を継続して参ります。

今後は、全国的に深刻な影響が生じている新型コロナ対策のほか、福島県で根強く残る風評被害への対策を進める必要があります。

(4) 原子力災害からの復興・再生

東京電力福島第一原子力発電所については、中長期ロードマップ¹¹に基づき、安全確保を最優先に、事故収束活動が実施されています。

環境再生については、平成30年3月迄に帰還困難区域を除く8県100市町村で、

生活環境の面的除染を完了しました。

令和2年3月には、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、最大で約1,150km²であった避難指示区域の面積は、令和2年3月までに約337km²まで減少しました。

避難指示が解除された地域においては、住民の帰還に向けて、医療・介護、教育、交通等の生活環境の整備を進めています。今後は、地域の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、交付金による移住・定住促進事業として、地方自治体による事業の支援と移住者個人に対する支援金の取組を推進します。

また、帰還困難区域については、引き続き、6町村において特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、拠点区域外の政策の方向性について検討を進めます。

福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、「福島イノベーション・コースト構想」を推進しており、ロボットテストフィールド等の中核拠点が開所しています。

この構想を加速するため、新産業の創出や若者人材の結集・育成の中核となる国際教育研究拠点の新設に向けて、令和

2年12月に、政府の方針を決定しました¹²。今後、組織形態等について更なる検討を進め、令和3年度に基本構想を策定致します。

農業については、営農再開に向け、担い手の確保と併せて大規模で労働生産性の高い農業経営を展開する必要があり、農地集積や高付加価値産地展開の支援等の取組を推



図2 避難指示区域の見直しと現状



営農再開されたさつまいもの大規模農地（楢葉町）

進めます。

水産業については、依然として試験操業が続いていることから、本格的な操業再開に向けた支援を行い、水産加工業の販路回復等の取組を継続することとしています。

当初、54ヶ国・地域において輸入規制の措置が講じられていましたが、令和3年1月時点で、39ヶ国・地域が規制を撤廃、13ヶ国・地域が規制を緩和するに至っています。被災地全体の風評の払拭に向けて、引き続き国内外に向けた情報発信に取り組んで参ります。

3 今後の復興の展開

こうした10年間における復興の状況を踏まえ、令和3年度から始まる「第2期復興・創生期間」以降も復興に万全を期するため、令和元年12月に、「復興・創生期間」後の基本方針が閣議決定され¹³、令和3年3月に所要の改定を行ったところです¹⁴。

同基本方針においては、地震・津波被災地域は、復興の総仕上げの段階に入っており、心のケア等の被災者支援を始めとする残された事業に全力で取り組むという方針が示されています。

原子力災害被災地域については、今後の中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を

行うこととしています。

この方針に基づき、令和2年6月に復興庁設置法等が改正され¹⁵、復興庁の設置期間が10年間延長されており、令和3年度以降も復興庁が復興の司令塔機能を担うこととされています。

おわりに

本稿では、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えるに当たり、各分野の現状と課題を整理し、今後の復興の展開を示しました。

冒頭申し上げたとおり、この10年間で復興は進展する一方で、原子力災害からの復興を始め、令和3年度以降も残された課題に取り組む必要があり、復興と再生を更に前に進めて参ります。

また、本年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、「復興五輪」として、世界各国からの支援に対する感謝を伝えるとともに、復興の姿を世界に向けて発信して参ります。

- 1 「気象庁技術報告第133号 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査報告」平成24年12月、気象庁
- 2 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」平成23年4月18日、国土地理院
- 3 人的被害及び住家被害は令和2年3月1日現在「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第160報)」令和2年3月10日、消防庁災害対策本部
- 4 平成23年法律第76号
- 5 平成23年6月から同24年1月までの間に計12回の会合を実施。同年2月10日の復興庁の設置に伴い廃止。
- 6 「東日本大震災からの復興の基本方針」平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部決定
- 7 平成23年法律第125号
- 8 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」平成28年3月11日、閣議決定
- 9 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」平成31年3月8日、閣議決定
- 10 経済産業省「工業統計調査」
- 11 「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」平成23年12月21日、政府・東京電力中長期対策会議
- 12 「国際教育研究拠点の整備について」令和2年12月18日、復興推進会議
- 13 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」令和元年12月20日、閣議決定
- 14 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」令和3年3月、閣議決定
- 15 令和2年法律第46号